

# Weekly Report

第335号  
平成27年11月16日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 住宅取得等に係る贈与税の非課税措置

住宅取得等資金に係わる贈与税の非課税措置は、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の限度額まで贈与税が非課税となる制度です（31年6月30日まで適用）

### ◆契約の締結時期によって変わる非課税限度額

同制度による非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期によって決まり、27年中に契約を締結した場合は1000万円（良質な住宅家屋は1500万円）が非課税となりますが、28年は700万円（同1200万円）になります（震災被災者は27年と同額）。

ただし、29年4月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、28年10月以降に契約を締結し、取得等の対価又は費用に消費税率10%が適用される場合には、2500万円（同3000万円）が非課税となります（29年9月まで）。

### ◆Q&A

#### Q. 受贈者に要件はある？

A. 主な要件は、\*日本国内に住所を有している、

\*20歳以上である、\*合計所得額が2000万円以下であることです。

#### Q. 取得等する居住用家屋の要件は？

A. 主な要件は、\*床面積が50㎡以上240㎡以下である、床面積の1/2以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであることです。

#### Q. 祖父と父の両方から贈与を受けた場合は、それぞれ限度額まで非課税になる？

A. なりません。受贈者1人に対しての限度額です。

#### Q. 住宅ローン返済のために贈与を受けた場合は？

A. 非課税の適用はできません。

## 相続税調査により約1万件に申告漏れ

国税庁が公表した26事務年度における相続税の調査状況によると、24年に発生した相続を中心に12406件の実施調査が行われ、うち10151件から3296億円の申告漏れ（1件当たり2657万円）が把握されました。

申告漏れがあった相続財産は、現金・預貯金等が1158億円（構成比35.7%）で最も多く、次いで有価証券490億円（同15.1%）、土地414億円（同12.8%）と続いています。

今年から相続税の基礎控除が「3千万円+600万円×法定相続人数」に引下げられ、申告・納税が必要になる方が増えます。生前贈与などの対策を行った上で、申告漏れがないようにしましょう。

## 確定申告に必要な領収書などを確認・準備

年末調整を行う給与所得者は通常、確定申告をする必要はありませんが、年末調整では対応していない控除を受ける場合は確定申告が必要です。

例えば、10万円（所得金額200万円未満の方は、その5%）を超える医療費を支払った場合の医療費控除や、災害、盗難、横領により住宅や家財などの損害を受けた場合の雑損控除、住宅ローン控除を初めて適用する場合などです。確定申告の際は、領収書や証明書などが必要となりますので、準備しておきましょう。